

ふじみ野市ごみ分別アプリ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱(平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。)に基づき、ふじみ野市ごみ分別アプリ(以下「アプリ」という。)に掲載するバナー広告(アプリに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(広告掲載の基準)

第2条 アプリに掲載する広告物は、要綱第3条及びふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領(以下「要領」という。)第2項に適合したものでなければならない。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載位置は、市長が指定する位置とする。

2 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

3 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

(1) アラートマーク(警告表示)を模したもの

(2) テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)が表示されているもの

(3) プルダウンメニュー(あたかも入力可能な領域があるかのように誤解を与えるもの)が表示されているもの

(4) 「閉じる」、「いいえ」若しくは「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの

(5) アプリと類似の色調又は字体を使用するもの

(6) インターネットアンケート、教育相談その他市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれのあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、画像として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲示の申込み)

第4条 市長は、広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)を公募するものとする。

2 申込者は、掲載しようとする広告の概要等を記載したごみ分別アプリ広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の見本又は原稿を添えて市長に提出しなければならない。

3 広告掲載の申込みは、申込者1人につき別表の区分の1枠とする。

4 申込者は、24月を限度として、複数月にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

(掲載の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき申込書の提出を受けたときは、掲示の可否

を決定し、速やかに申込者に対して通知するものとする。

(広告料等の納付)

第6条 前条の規定に基づき広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の規定する期日までに、第3条に定める掲載料に掲載期間を乗じた額(以下「広告掲載料」という。)を一括して納付しなければならない。

(広告内容等の変更)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告料等の還付)

第8条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲示ができなかったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告主又は広告内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 市長が指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(2) 市長が指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しないとき。

(3) 第7条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの基準に違反するとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、広告として不適切と市長が判断したとき。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(免責事項)

第11条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を一時中断した場合において、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 市は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止等により損害を受けた場合において、その責任を負わないものとする。

(損害負担)

第12条 広告物の掲示にあたり、広告主が広告主及び第三者に及ぼした損害は、広告主が負担する。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

縦	100ピクセル
横	640ピクセル
容量	30キロバイト以内
画像形式	PNGまたはJPEG形式
掲載料	1月3,000円 12月一括30,000円 24月一括48,000円

様式第1号（第4条関係）

ごみ分別アプリ広告掲載申込書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申込者

郵便番号

住所（所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

（担当者氏名）

ふじみ野市ごみ分別アプリ広告掲載取扱要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

1 広告掲載の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 リンク先URL

3 広告掲載料

広告掲載が決定されたときは、ふじみ野市ごみ分別アプリ広告掲載取扱基準の規定に基づき、広告掲載料を支払います。

4 同意事項

申し込みにあたり、市が申込者の市税納付状況を調査することに同意します。

添付書類

1 広告の原稿

2 市町村民税の納税証明書（申込者が市外在住（所在地）の場合）

様式第2号（第5条関係）

ごみ分別アプリ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

ふじみ野市長

ふじみ野市ごみ分別アプリ広告掲載取扱基準第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 広告掲載の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 リンク先URL

3 広告掲載料